

怪しい求人には応募しないでください！

県内でも、ここ最近、闇バイト募集により特殊詐欺グループの一員が逮捕されたり、闇バイトに関わったことにより少年の逮捕事案が発生しています。

募集内容も、荷物を受け取るだけの仕事で数万円の報酬という闇バイトだとわかりやすい求人だけでなく、コールセンター業務で時給 1,000 円など、一見して闇バイトの求人とは思えないような内容も存在します。

SNS を利用して就職し、その後ブラックな会社だったことで怖くて辞めた等の相談も、実際にハローワークに寄せられております。

やはり、簡単に応募できる求人ほど、十分な確認が必要です。

求人募集する際には、明示しなければいけない労働条件が「職業安定法」という法律で決められています。例えば、業務内容、契約期間、試用期間、就業場所、就業時間、休憩時間、休日、時間外労働、賃金、加入保険、受動喫煙防止措置、募集者の名称などがあります。

また、インターネットや SNS で募集するときでも、虚偽表示や誤解させる表示をしてはいけないこととされており、①求人者の名称、②住所、③連絡先、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金の 6 項目について、必ず掲載しなくてはなりません。

書いていない場合には法令違反です。

そのようなことも、ご承知ください。

手前味噌で恐縮ですが、ハローワークでは求人を受理する際、各種法令を満たしているかどうか、二重三重にチェックして公開しています。当然、ハローワークの求人票は全ての労働条件を明示しています。さらには、存在している事業所かどうか、実際に足を運び実態確認するケースもあります。

スピード感には欠けるかもしれませんが、安全性にはものすごく気を遣っています。犯罪に加担するかも!?なんて不安な仕事探しはさせません。

ぜひ、ご利用お待ちしております。